

## **[事案 2022-183] 遡及解約請求**

・令和5年4月27日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の説明不足等を理由に、遡及して解約することを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成25年7月に契約した医療保険と平成28年6月に契約した医療保険（あわせて「転換前契約」）を、令和3年7月に定期保険に転換したが、その際、募集人に対して、転換によって保険料が安くなることを要望した。しかし、募集人から、転換前契約の転換価格が本契約の保険料に充当されているという説明がなされず、実際には、本契約の保険料は、転換価格を差し引かなければ転換前契約よりも高くなっていることが判明したことから、転換時に遡って契約を解約し、以降に支払った保険料を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

募集人は、申立人に対し、設計書を使用して転換前契約の溜まり部分を転換価格として、保険期間10年にわたって本契約の保険料の一部に充当すること、これにより、新規に加入するよりも保険料が安くなっているが、解約返戻金が減っていくことを説明していることから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。